

新潟市江南区文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第50号

新潟市江南区文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市江南区文化会館条例施行規則（平成24年新潟市規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
舞台	仮設花道	一式	1回につき	2,080
設備	平台 1.8メートル×1.8メートル（箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	520
	平台 1.2メートル×1.8メートル（箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	320
	平台 0.9メートル×1.8メートル（箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	260
	平台 0.9メートル×1.2メートル（箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	260

込パネル付き)			
平台 0.9メートル×0.9メートル (箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き)	1台	1回につき	260
平台 0.6メートル×1.8メートル (箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き)	1台	1回につき	260
演台 (3点セット)	一式	1回につき	2,600
司会者台	1台	1回につき	1,300
めくり台	1台	1回につき	260
旗パネル	1枚	1回につき	390
びょうぶ	1双	1回につき	1,300
毛氈 ^{せん}	1枚	1回につき	580
長座布団	1枚	1回につき	520
高座用座布団	1枚	1回につき	260
バレエ用シート	1枚	1回につき	910
地がすり	1枚	1回につき	1,950
人形立	1本	1回につき	260
上敷	1枚	1回につき	190

	しゃ 紗幕	1枚	1回につき	1,430
	指揮者台	1台	1回につき	520
	つ 吊り看板	1枚	1回につき	1,300
	音響反射板	一式	1回につき	5,980
楽器	フルコンサートグランドピアノ (調律料を除く。)	1台	1回につき	7,800
	電子ピアノ	1台	1回につき	1,040
	ドラムセット	一式	1回につき	1,040
	上記以外の楽器	1台	1回につき	130
照明 設備	ボーダーライト (カラーフィルタ ーを除く。)	1列	1回につき	1,040
	サスペンションライト (カラーフ ィルターを除く。)	1列	1回につき	1,040
	アッパーホリゾンライト (カラ ーフィルターを除く。)	1列	1回につき	1,950
	シーリングライト (カラーフィル ターを除く。)	1列	1回につき	1,560
	フロントサイドライト (カラーフ ィルターを除く。)	1列	1回につき	1,560

	ロアホリゾンライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,950
	カッタースポットライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	320
	スポットライト1キロワット（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	320
	スポットライト1.5キロワット（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	320
	パーライト（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	320
	ピンスポットライト（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	2,600
	エフェクトスポットライトセット（カラーフィルターを除く。）	一式	1回につき	780
	ミラーボール	1台	1回につき	1,040
	星球	1台	1回につき	1,040
	波マシン	1台	1回につき	1,040
	スタンド	1台	1回につき	320
音響	ホール拡声装置	一式	1回につき	5,850

設備	三点吊りマイク装置（マイクを除く。）	一式	1回につき	520
	音響セット（マイク2本付き）	一式	1回につき	1,300
	小型音響セット（マイク2本付き）	一式	1回につき	1,040
	ダイナミックマイクロフォン	1本	1回につき	1,040
	コンデンサーマイクロフォン	1本	1回につき	1,040
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1回につき	1,950
	移動用スピーカー	1組	1回につき	1,560
	移動用ミキサー	1台	1回につき	1,950
映写	ビデオプロジェクター	一式	1回につき	10,400
	可搬式プロジェクターセット	一式	1回につき	1,040
電源	持込機器用電源	1キロ ワット	1回につき	260
楽屋 等	楽屋1（シャワー付き）	1室	1回につき	2,600
	楽屋2（シャワー付き）	1室	1回につき	2,600
	楽屋3	1室	1回につき	1,950
	楽屋4	1室	1回につき	1,950

楽屋5（シャワー付き）	1室	1回につき	2,600
シャワー室	1室	1回につき	650

附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2） 別表の改正規定 令和7年4月1日

（準備行為）

2 改正後の新潟市江南区文化会館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

3 2号施行日前に、2号施行日以後の音楽演劇ホール等の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の音楽演劇ホール等の附属設備の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。